

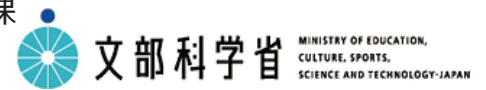
就学援助実施状況等調査結果

◆ 令和4年7月に各都道府県教育委員会を通じ、市町村教育委員会に対して、「令和3年度要保護及び準要保護児童生徒数」及び「令和4年度就学援助実施状況」について調査を実施し、その結果の一部を取りまとめたもの。

(本調査結果利用上の留意点)

- 本調査結果は、小中学校（義務教育学校、中等教育学校の前期課程を含む）の児童生徒を対象として実施される就学援助について、都道府県教育委員会を通じて市町村教育委員会から報告されたものである。
- 要保護児童生徒数は、各年7月1日現在で生活保護法第6条第2項に規定する要保護者として、各市町村が把握している人数である。
- 準要保護児童生徒数は、当該年度内に、各市町村教育委員会が要保護者に準じる程度に困窮していると認定した人数で、学用品費等（学用品費のほか、通学費、修学旅行費など）が支給されたものであり、給食費や医療費のみを支給されたものは除いている。
- 被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数は、各年度3月期に被災児童生徒就学援助事業の対象となった人数である。
- 要保護及び準要保護児童生徒数、被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数においては、いずれも国立・私立学校の児童生徒が対象になり得るが、その内訳は把握していない。
- 就学援助率については、公立学校児童生徒数に占める割合を表したものである。
- 要保護児童生徒のうち、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（以下、「就学援助法」という。）の補助対象者は一部である。（要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目（学用品費・通学費）が補助対象から除かれるため。）

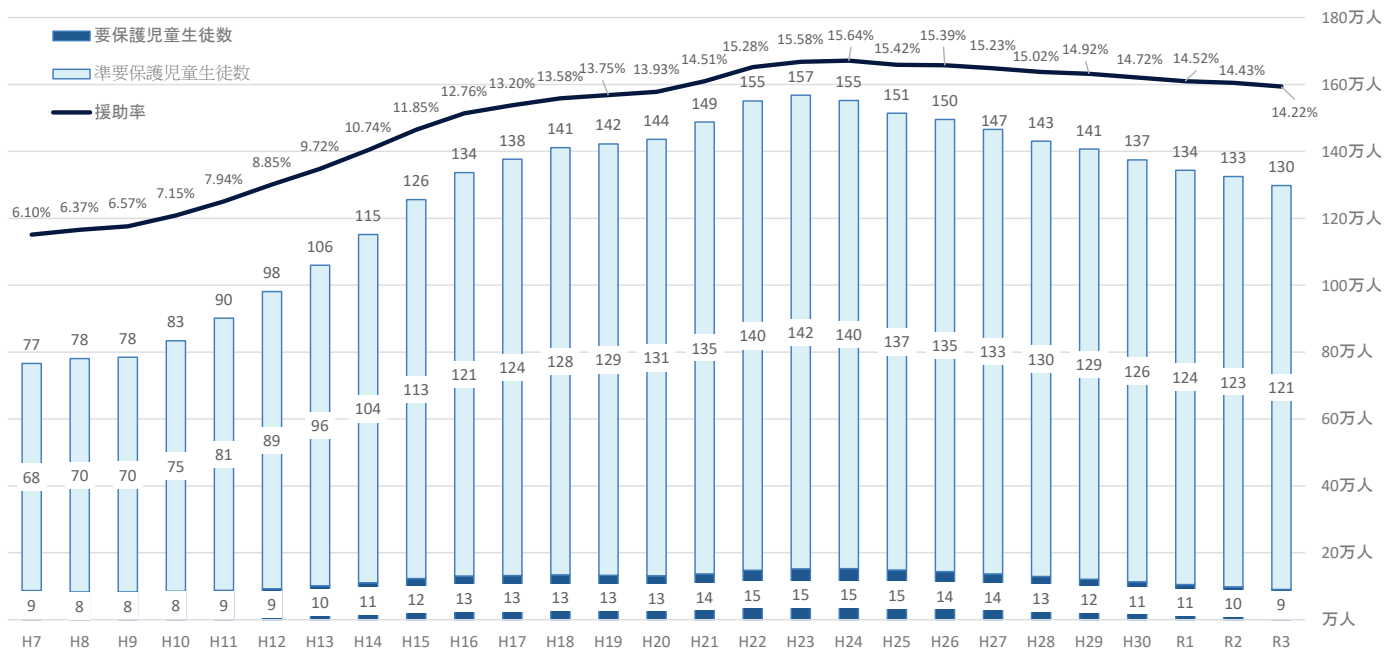
文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課
(令和4年12月22日)



要保護及び準要保護児童生徒数の推移 (H7~R3)



- 令和3年度要保護及び準要保護児童生徒数（以下「就学援助対象者数」という。）は、**1,298,315人**（対前年度▲26,706人）で10年連続減少。
- 令和3年度就学援助率は**14.22%**（対前年度▲0.21ポイント）で9年連続減少。
- 就学援助対象者数の主な減少要因としては、「児童生徒数全体の減少」に加え、「経済状況の変化」と回答した市町村が多い。



※ 要保護児童生徒数：生活保護法に規定する要保護者の数
 ※ 準要保護児童生徒数：要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した者の数

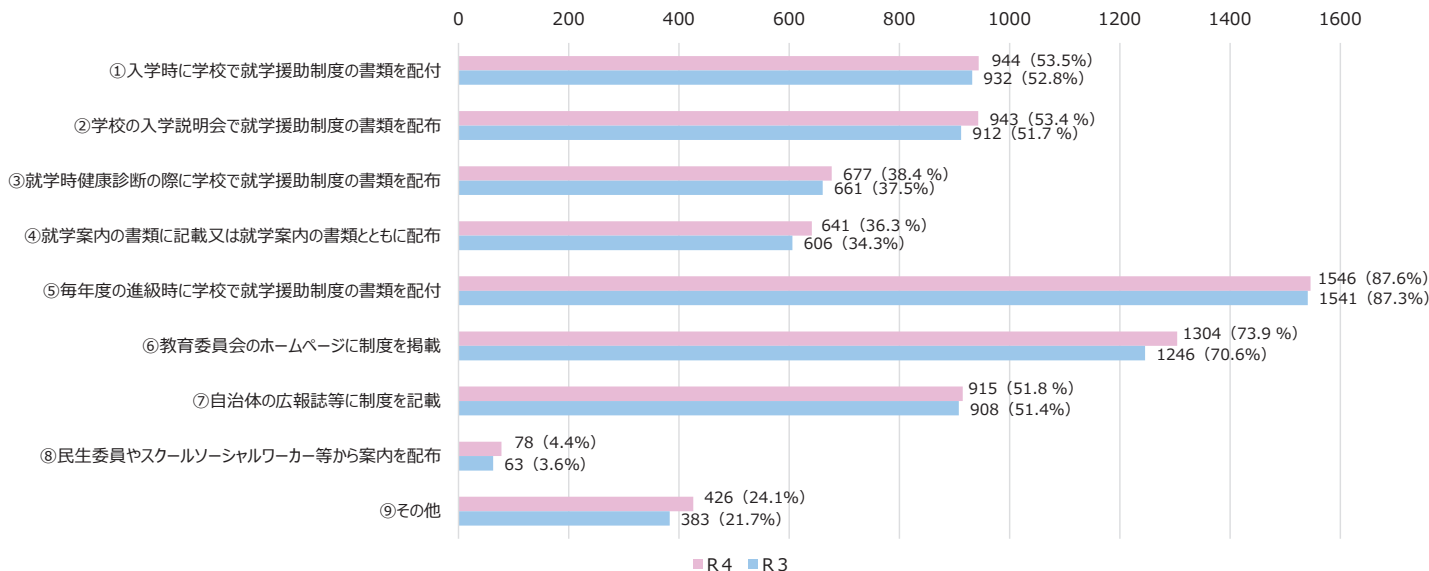
(文部科学省調べ)



子供の貧困に関する指標

入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合
1,452 / 1,765市町村 82.3% (対前年度+1.2ポイント)

○ 就学援助制度の周知について、いずれの調査項目においても増加している。



※ 複数回答可。

※ 「入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合」は⑤かつ①、②、③、④のいずれか1つ以上を回答した市町村の割合としている。

※ 「その他」としては、教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を郵送している場合や、域内の幼稚園や保育所で案内を掲示している場合、自治体のSNSを利用している場合などがある。

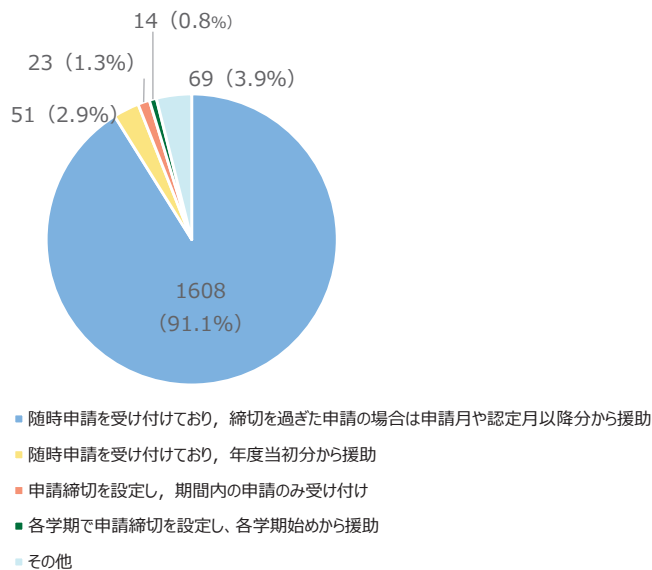
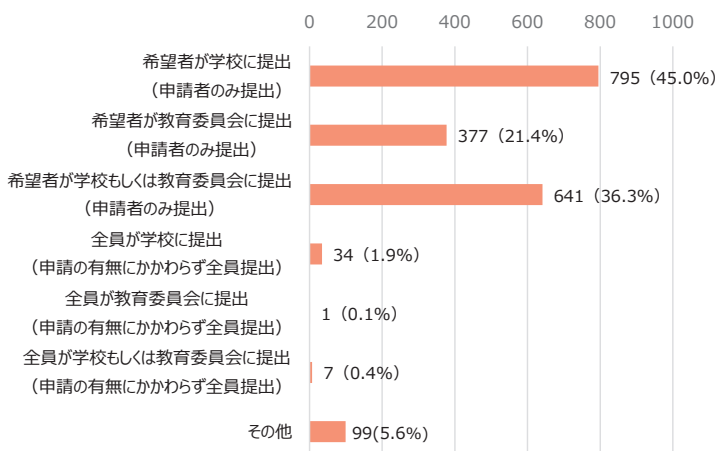


申請書の提出方法

申請期間

- 「希望者が学校に提出（申請者のみ提出）」と回答した割合が45.0%（795市町村）と最も高い。
- 申請の有無に関わらず、全員に申請書の提出を求めて申請希望の有無について確認している自治体もある。

- 就学援助制度の申請期間について、「随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助」と回答した割合が91.1%（1,608市町村）と最も高い。



※ 回答市町村数 1,765市町村。

※ 複数回答可。

※ 「その他」としては、「新入学児童学用品費等の対象者のうち小学校の入学前支給を希望する者のみ教育委員会に提出」などがある。

※ 回答市町村数 1,765市町村。

※ 構成比はそれぞれ小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない

※ 「その他」としては、自治体の施策で無償化を実施しており、申請を要しない場合など。

小学校

中学校

子供の貧困に関する指標

●「令和4年度入学者に実施済み」と回答
1,498 / 1,765市町村 84.9%
(対前年度 +1.2ポイント)

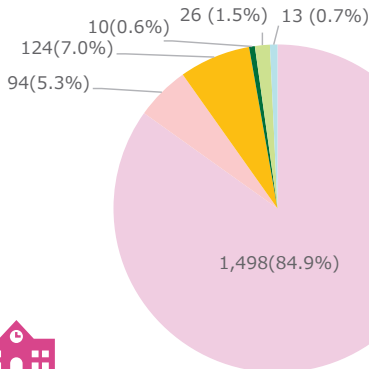
●「令和4年度入学者に実施済み」と回答
1,521 / 1,765市町村 86.2%
(対前年度 +1.1ポイント)

●「入学前支給を行っていないが、現在検討はしている」と回答
94 / 1,765市町村 5.3%

●「入学前支給を行っていないが、現在検討はしている」と回答
83 / 1,765市町村 4.7%

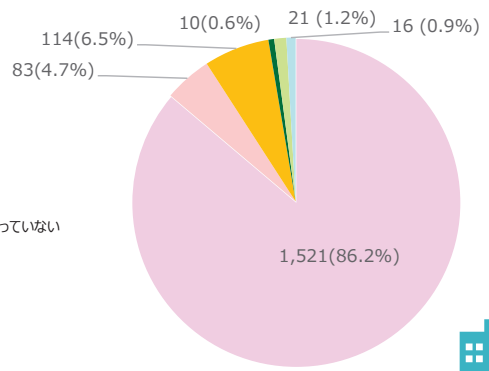
内訳

- 令和5年度新入学者から実施予定：20市町村
- 令和6年度新入学者以降の実施予定：9市町村
- 未定：65市町村



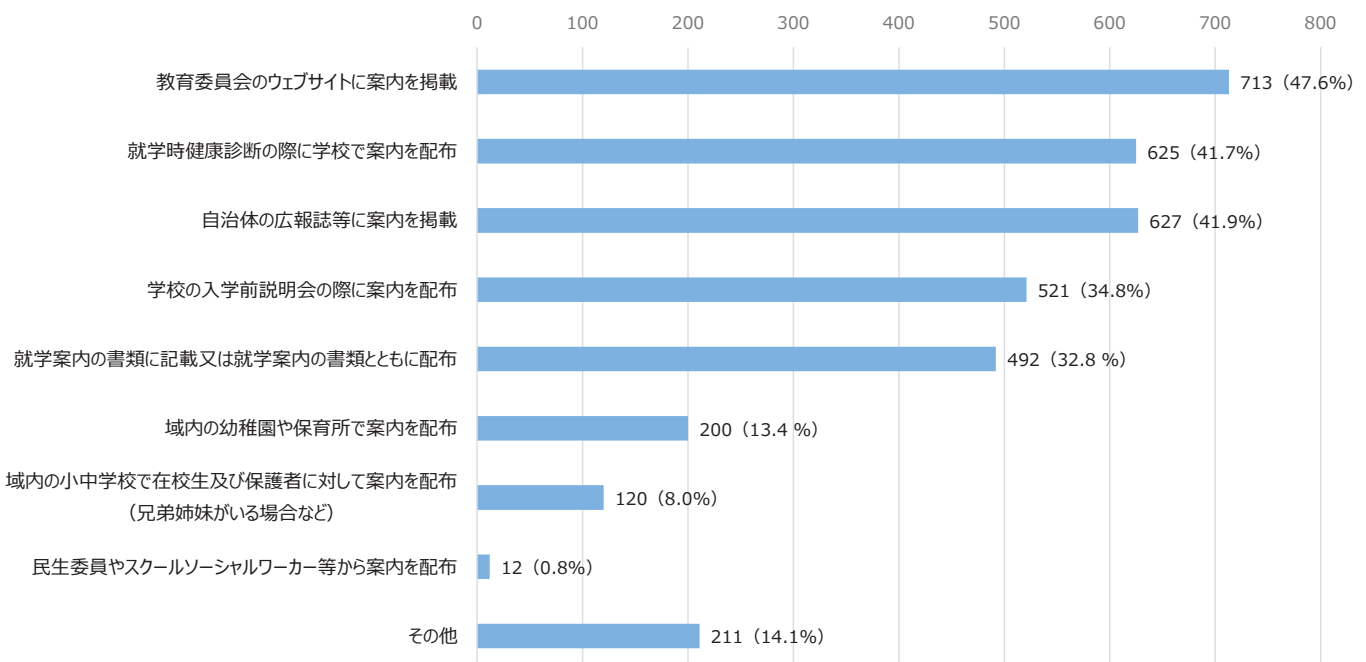
内訳

- 令和5年度新入学者から実施予定：15市町村
- 令和6年度新入学者以降から実施予定：9市町村
- 未定：59市町村



※ 回答市町村数 1,765市町村。
※ 構成比はそれぞれ小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない
※ 「その他」としては、域内に学校を設置していない場合などがある。

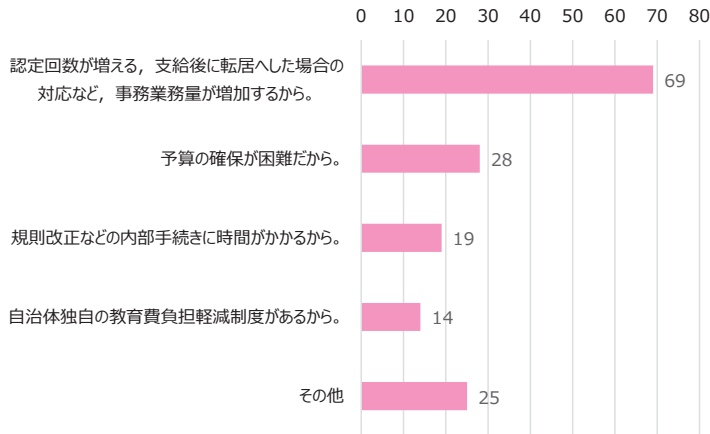
○小学校就学予定者とその保護者に対する周知方法としては、自治体のHPや広報誌に案内を掲載している市町村や就学時健康診断・入学説明会の際に案内を配布している市町村が多い。



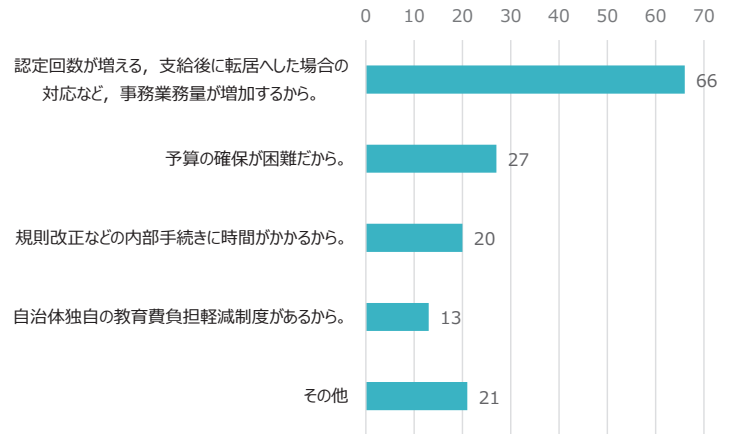
※ 複数回答可。
※ 回答市町村数 (「令和4年度入学者に入学前支給を実施済み」と回答した市町村数) 1,498市町村
※ 「その他」としては、小学校入学予定者がいる家庭へ就学援助制度の書類を郵送している場合などがある。

○入学前支給実施に向けての課題では、「認定回数が増える、支給後に転居した場合の対応など、事務業務量が増加するから」との回答が最も多かった。

小学校

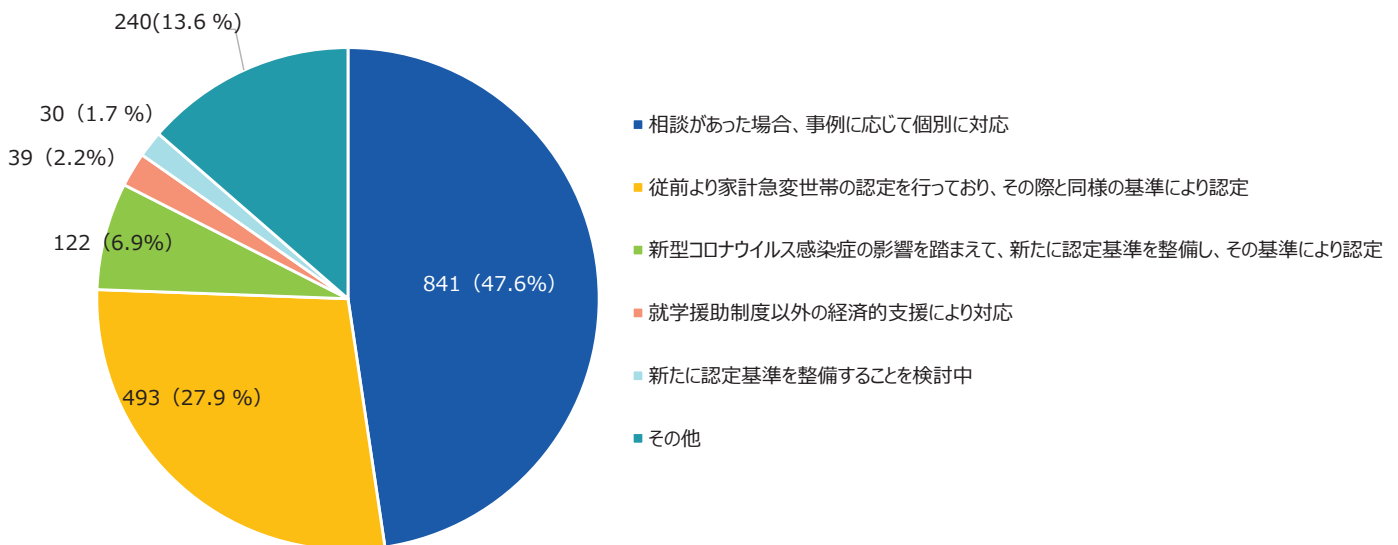


中学校



※ 回答市町村数（「実施を検討していない」と回答した市町村数） 小学校：121市町村、中学校：114市町村。
 ※ 複数回答可。
 ※ 「その他」は、前年度所得（税情報）が確定した上で認定する場合など。

○家計急変世帯の認定について、「従前より家計急変世帯の認定を行っておりその際と同様の基準により認定」、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて新たに認定基準を整備し、その基準により認定」、「相談があった場合、事例に応じて個別に対応」と回答したのは1,456市町村（82.5%）。



※ 回答市町村数 1,765市町村。
 ※ 構成比はそれぞれ小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。
 ※ 「その他」としては、これまで家計急変に関する相談がなかった場合や、自治体の施策で無償化をしており、就学援助の対象者がいない場合など。

- 市町村が実施する準要保護への就学援助では、多くの市町村で複数の認定基準を設定している。
- 主な認定基準のうち、「生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの」を認定基準としている自治体は77.1%。
- 「生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの」では、生活保護基準の1.2倍を超え、1.3倍以下と回答した市町村の割合が最も多い。

認定基準の主なもの	R4自治体数 (複数回答)
生活保護法に基づく保護の停止または廃止	1,318 (74.7%)
生活保護の基準額に一定の計数を掛けたもの	1,360 (77.1%)
児童扶養手当の支給	1,315 (74.5%)
市町村民税の非課税	1,298 (73.5%)
市町村民税の減免	1,092 (61.9%)
国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	1,084 (61.4%)
国民年金保険料の免除	1,084 (61.4%)



自治体における 基準の倍率	R4自治体数
～ 1.1倍以下	146 (8.3%)
～ 1.2倍以下	224 (12.7%)
～ 1.3倍以下	751 (42.5%)
～ 1.4倍以下	52 (2.9%)
～ 1.5倍以下	178 (10.1%)
1.5倍超	9 (0.5%)
計	1,360 (77.1%)

※パーセンテージは、回答市町村数（1,765）に対する割合である。

- 主な援助費目のうち、学用品費については、小・中ともに1,500以上の市町村が、要保護児童生徒援助費補助金の予算単価と同額以上の単価を設定している。

費目	学校種	実費及び現物支給 と回答した市町村数	国のR4予算単価と 同額以上の単価を 設定している市町村数 (上限額又は一定額)	令和4年度 要保護児童生徒援助費補助金 予算単価
学用品費	小学校	27	1,564	11,630円
	中学校	25	1,509	22,730円
新入学児童生徒 学用品費等	小学校	19	1,030	54,060円
	中学校	17	1,411	60,000円
通学費	小学校	404	60	40,020円
	中学校	401	62	80,880円
修学旅行費	小学校	907	582	22,690円
	中学校	926	587	60,910円

- 平成30年10月から段階的に実施された生活保護基準の見直しに伴う就学援助制度（準要保護者）に生じる影響及び対応について調査を実施。
- その結果として、準要保護の認定にあたり「生活保護基準見直しの影響が生じない（※1）」又は「生活保護基準見直しの影響が生じる可能性がある場合に、何らかの対応を行っている（※2）」と回答したのは1,634市町村（92.6%）。
- 一方、「生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるが、対応予定なし」と回答したのは131市町村（7.4%）。

生活保護基準見直しに伴う影響及び対応	市町村数
①生活保護基準の見直しの影響が生じない（※1）	1,461 (82.8%)
②生活保護基準見直しの影響が生じる可能性がある場合に、何らかの対応を行っている（※2）	173 (9.8%)
③生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるが、対応していない	131 (7.4%)

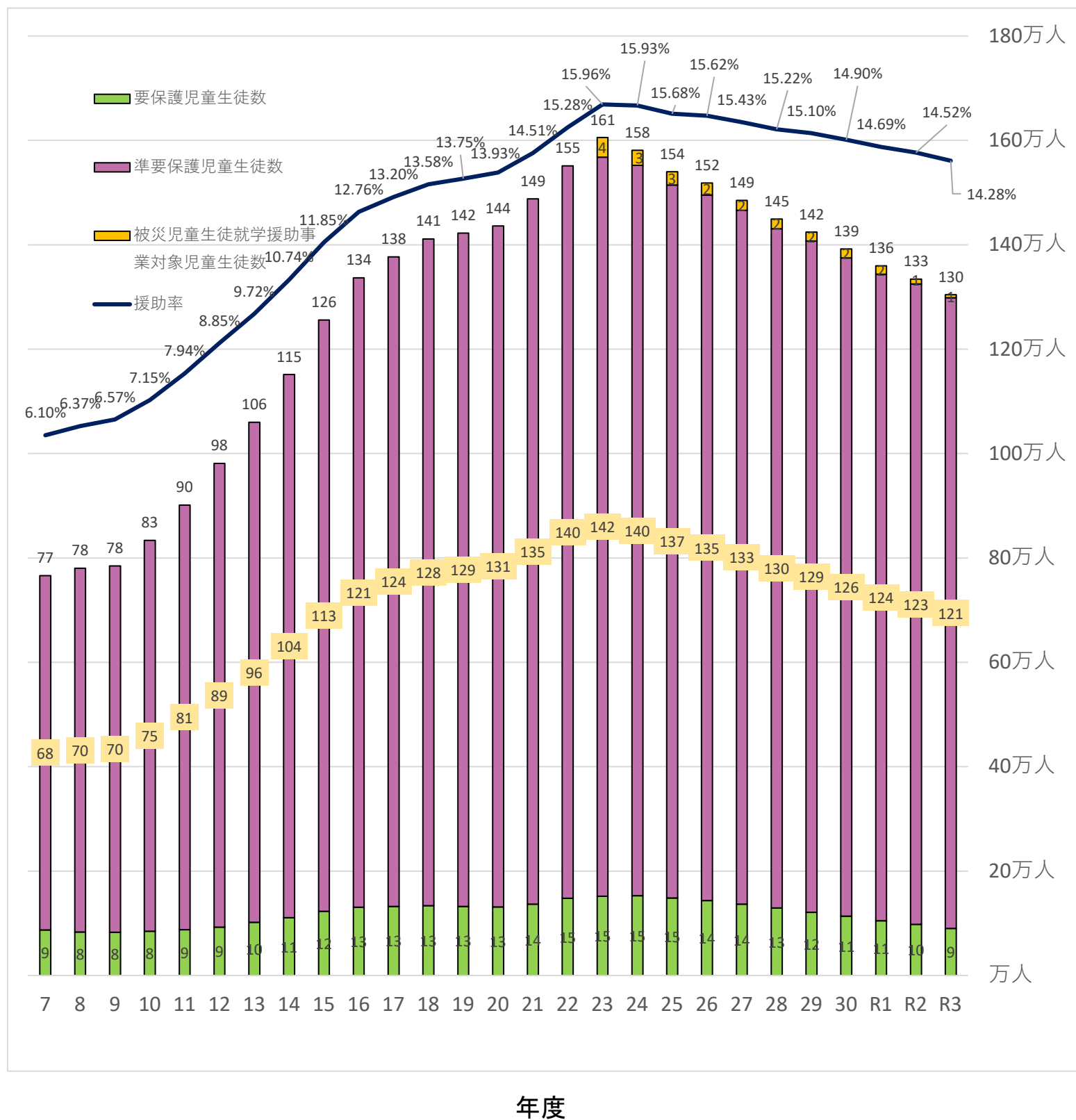
※ 回答市町村数 1,765 市町村。

※1 ①準要保護者の認定にあたって、生活保護基準を参照して判定する基準を用いていないと回答した自治体、②準要保護者の認定にあたって、生活保護基準を参照して判定する基準を用いることとしている自治体のうち、平成30年10月の見直し後の生活保護基準を平成30年10月以降、今年度の準要保護の認定基準として反映させないと回答した市町村、③準要保護者がいない、生活保護基準見直しに伴う影響を受ける所得層の準要保護者がいないため対応なしと回答した市町村。

※2 見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定するなどの対応。

参 考 デ ー タ

要保護及び準要保護児童生徒数の推移 <被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒を含む> (平成7年度～令和3年度)



※ 要保護児童生徒数 : 生活保護法に規定する要保護者の数
 ※ 準要保護児童生徒数 : 要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した者の数
 ※ 被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数 : 東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震、令和元年台風第19号、令和2年7豪雨により経済的理由から、就学困難と認められた児童生徒数（平成23年度～平成26年度被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金・平成27年度～令和3年度被災児童生徒就学支援等事業交付金の対象となった人数）

要保護及び準要保護児童生徒数について

参考1-2

＜被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含む＞

年度	要保護児童生徒数(a)	準要保護児童生徒数(b)	被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数(c)	合計 (a+b+c)
平成7年度	87,250人 (0.69%)	678,923人 (5.41%)		766,173人 (6.10%)
平成8年度	83,091人 (0.68%)	697,258人 (5.69%)		780,349人 (6.37%)
平成9年度	82,512人 (0.69%)	702,064人 (5.88%)		784,576人 (6.57%)
平成10年度	84,696人 (0.73%)	748,835人 (6.42%)		833,531人 (7.15%)
平成11年度	87,690人 (0.77%)	813,625人 (7.16%)		901,315人 (7.94%)
平成12年度	92,593人 (0.84%)	888,560人 (8.01%)		981,153人 (8.85%)
平成13年度	101,824人 (0.93%)	958,166人 (8.78%)		1,059,990人 (9.72%)
平成14年度	110,792人 (1.03%)	1,040,577人 (9.70%)		1,151,369人 (10.74%)
平成15年度	123,055人 (1.16%)	1,132,543人 (10.69%)		1,255,598人 (11.85%)
平成16年度	130,635人 (1.25%)	1,206,192人 (11.51%)		1,336,827人 (12.76%)
平成17年度	132,104人 (1.27%)	1,244,759人 (11.93%)		1,376,863人 (13.20%)
平成18年度	133,705人 (1.29%)	1,277,367人 (12.29%)		1,411,072人 (13.58%)
平成19年度	132,372人 (1.28%)	1,290,110人 (12.47%)		1,422,482人 (13.75%)
平成20年度	131,033人 (1.27%)	1,305,128人 (12.66%)		1,436,161人 (13.93%)
平成21年度	136,648人 (1.33%)	1,351,465人 (13.18%)		1,488,113人 (14.51%)
平成22年度	147,755人 (1.46%)	1,403,328人 (13.83%)		1,551,083人 (15.28%)
平成23年度	152,060人 (1.51%)	1,415,771人 (14.07%)	37,498人 (0.37%)	1,605,329人 (15.96%)
平成24年度	152,947人 (1.54%)	1,399,076人 (14.10%)	29,038人 (0.29%)	1,581,061人 (15.93%)
平成25年度	148,497人 (1.51%)	1,366,018人 (13.91%)	25,165人 (0.26%)	1,539,680人 (15.68%)
平成26年度	143,351人 (1.47%)	1,352,134人 (13.91%)	22,866人 (0.24%)	1,518,351人 (15.62%)
平成27年度	136,798人 (1.42%)	1,329,336人 (13.81%)	18,952人 (0.20%)	1,485,086人 (15.43%)
平成28年度	129,320人 (1.36%)	1,301,491人 (13.66%)	18,688人 (0.20%)	1,449,499人 (15.22%)
平成29年度	121,167人 (1.28%)	1,285,921人 (13.64%)	17,111人 (0.18%)	1,424,199人 (15.10%)
平成30年度	113,381人 (1.21%)	1,261,596人 (13.51%)	17,025人 (0.18%)	1,392,002人 (14.90%)
令和元年度	105,000人 (1.13%)	1,238,602人 (13.39%)	15,944人 (0.17%)	1,359,546人 (14.69%)
令和2年度	97,752人 (1.06%)	1,227,269人 (13.36%)	8,993人 (0.10%)	1,334,014人 (14.52%)
令和3年度	90,257人 (0.99%)	1,208,058人 (13.23%)	6,021人 (0.07%)	1,304,336人 (14.28%)

(注)

(1) 要保護児童生徒数、準要保護児童生徒数及び被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数については、各都道府県教育委員会からの報告によるものである。

(2) 合計欄の率については、公立学校児童生徒数に占める割合を表したものであり、(a)要保護児童生徒数、(b)準要保護児童生徒数、(c)被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数の欄の率の計とは端数処理上、一致しない場合がある。

(3) 要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

(4) 平成16年度までは、要保護児童生徒数は生活保護における教育扶助受給者数、準要保護児童生徒数は生活保護における教育扶助以外の扶助を受けた者を含む。

小中学校 全体	要保護及び準要保護児童生徒数			被災児童生徒 就学援助事業 対象児童生徒 数	合計 (E) = (C) + (D)	公立小中学 校児童生徒 総数 (F)	就学援助率			
	要保護児童生徒数 (A)	準要保護児童生徒数 (B) <small>(要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者)</small>	要保護・準 要保護児童 生徒数合計 (C) = (A) + (B)				要保護児童生徒 (A) / (F)	準要保護児童生徒 (B) / (F)	要保護・準 要保護児童 生徒合計 (C) / (F)	要保護・準要保 護援助率（被災 児童生徒を含 む） (E) / (F)
	人	人	人	人	人	人	%	%	%	%
北海道	7,934	55,254	63,188	25	63,213	350,842	2.26	15.75	18.01	18.02
青森県	613	13,125	13,738	8	13,746	82,851	0.74	15.84	16.58	16.59
岩手県	482	9,341	9,823	867	10,690	85,209	0.57	10.96	11.53	12.55
宮城県	1,438	17,188	18,626	2,716	21,342	168,724	0.85	10.19	11.04	12.65
秋田県	351	7,679	8,030	19	8,049	60,185	0.58	12.76	13.34	13.37
山形県	240	5,152	5,392	54	5,446	76,412	0.31	6.74	7.06	7.13
福島県	577	13,662	14,239	1,799	16,038	130,515	0.44	10.47	10.91	12.29
茨城県	949	16,247	17,196	32	17,228	212,045	0.45	7.66	8.11	8.12
栃木県	669	11,826	12,495	25	12,520	144,933	0.46	8.16	8.62	8.64
群馬県	411	12,006	12,417	22	12,439	143,143	0.29	8.39	8.67	8.69
埼玉県	4,196	63,609	67,805	74	67,879	538,249	0.78	11.82	12.60	12.61
千葉県	3,831	36,128	39,959	9	39,968	450,786	0.85	8.01	8.86	8.87
東京都	9,747	126,955	136,702	66	136,768	834,378	1.17	15.22	16.38	16.39
神奈川県	7,531	82,517	90,048	40	90,088	642,779	1.17	12.84	14.01	14.02
新潟県	858	23,977	24,835	127	24,962	156,949	0.55	15.28	15.82	15.90
富山県	86	5,826	5,912	5	5,917	73,140	0.12	7.97	8.08	8.09
石川県	159	11,008	11,167	10	11,177	85,621	0.19	12.86	13.04	13.05
福井県	133	5,062	5,195	2	5,197	59,943	0.22	8.44	8.67	8.67
山梨県	217	5,099	5,316	1	5,317	56,272	0.39	9.06	9.45	9.45
長野県	357	17,215	17,572	4	17,576	154,180	0.23	11.17	11.40	11.40
岐阜県	364	12,503	12,867	4	12,871	154,545	0.24	8.09	8.33	8.33
静岡県	1,373	20,626	21,999	0	21,999	272,920	0.50	7.56	8.06	8.06
愛知県	3,385	59,624	63,009	16	63,025	601,575	0.56	9.91	10.47	10.48
三重県	715	16,676	17,391	1	17,392	134,127	0.53	12.43	12.97	12.97
滋賀県	659	13,694	14,353	2	14,355	119,284	0.55	11.48	12.03	12.03
京都府	3,283	26,488	29,771	13	29,784	174,855	1.88	15.15	17.03	17.03
大阪府	13,192	105,166	118,358	17	118,375	617,070	2.14	17.04	19.18	19.18
兵庫県	5,334	49,443	54,777	9	54,786	408,883	1.30	12.09	13.40	13.40
奈良県	977	11,178	12,155	4	12,159	93,898	1.04	11.90	12.94	12.95
和歌山県	399	9,567	9,966	1	9,967	64,470	0.62	14.84	15.46	15.46
鳥取県	259	6,344	6,603	3	6,606	42,027	0.62	15.10	15.71	15.72
島根県	265	7,557	7,822	0	7,822	50,910	0.52	14.84	15.36	15.36
岡山県	1,402	19,237	20,639	9	20,648	144,661	0.97	13.30	14.27	14.27
広島県	2,146	41,085	43,231	4	43,235	213,030	1.01	19.29	20.29	20.30
山口県	421	16,810	17,231	5	17,236	96,504	0.44	17.42	17.86	17.86
徳島県	457	6,074	6,531	0	6,531	50,188	0.91	12.10	13.01	13.01
香川県	454	9,772	10,226	0	10,226	72,223	0.63	13.53	14.16	14.16
愛媛県	651	12,456	13,107	5	13,112	99,053	0.66	12.58	13.23	13.24
高知県	688	10,677	11,365	0	11,365	43,922	1.57	24.31	25.88	25.88
福岡県	6,047	79,720	85,767	1	85,768	408,750	1.48	19.50	20.98	20.98
佐賀県	216	8,389	8,605	3	8,608	67,455	0.32	12.44	12.76	12.76
長崎県	1,250	17,131	18,381	1	18,382	101,024	1.24	16.96	18.19	18.20
熊本県	1,040	20,030	21,070	1	21,071	142,853	0.73	14.02	14.75	14.75
大分県	604	14,099	14,703	0	14,703	85,300	0.71	16.53	17.24	17.24
宮崎県	684	13,663	14,347	9	14,356	87,172	0.78	15.67	16.46	16.47
鹿児島県	1,386	27,868	29,254	1	29,255	131,222	1.06	21.24	22.29	22.29
沖縄県	1,827	33,305	35,132	7	35,139	146,508	1.25	22.73	23.98	23.98
合計	90,257	1,208,058	1,298,315	6,021	1,304,336	9,131,585	0.99	13.23	14.22	14.28

(注) 要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

小学校	要保護及び準要保護児童数			被災児童生徒 就学援助事業 対象児童数 (D)	合計 (E) = (C) + (D)	公立小学校 児童総数 (F)	就学援助率			要保護・準要保 護援助率（被災 児童生徒を含 む） (E) / (F)
	要保護児童数 (A)	準要保護児童数 (B) <small>(要保護者に準ずる程度 に困難していると市町村 教育委員会が認めた者)</small>	要保護・準 要保護児童 数合計 (C) = (A) + (B)				要保護児童 (A) / (F)	準要保護児童 (B) / (F)	要保護・準 要保護児童 合計 (C) / (F)	
	人	人	人	人	人	人	%	%	%	%
北海道	4,593	34,804	39,397	8	39,405	230,997	1.99	15.07	17.06	17.06
青森県	338	8,019	8,357	2	8,359	53,930	0.63	14.87	15.50	15.50
岩手県	278	5,778	6,056	530	6,586	55,387	0.50	10.43	10.93	11.89
宮城県	863	10,756	11,619	1,730	13,349	111,157	0.78	9.68	10.45	12.01
秋田県	205	4,751	4,956	9	4,965	38,585	0.53	12.31	12.84	12.87
山形県	138	3,078	3,216	29	3,245	49,390	0.28	6.23	6.51	6.57
福島県	353	8,356	8,709	1,114	9,823	85,017	0.42	9.83	10.24	11.55
茨城県	556	10,035	10,591	24	10,615	139,969	0.40	7.17	7.57	7.58
栃木県	389	7,199	7,588	9	7,597	95,075	0.41	7.57	7.98	7.99
群馬県	260	7,563	7,823	12	7,835	92,995	0.28	8.13	8.41	8.43
埼玉県	2,454	39,393	41,847	48	41,895	360,477	0.68	10.93	11.61	11.62
千葉県	2,314	22,383	24,697	3	24,700	302,822	0.76	7.39	8.16	8.16
東京都	5,708	81,134	86,842	29	86,871	598,764	0.95	13.55	14.50	14.51
神奈川県	4,509	53,180	57,689	17	57,706	440,376	1.02	12.08	13.10	13.10
新潟県	532	15,190	15,722	67	15,789	102,964	0.52	14.75	15.27	15.33
富山県	51	3,576	3,627	3	3,630	47,581	0.11	7.52	7.62	7.63
石川県	88	6,931	7,019	5	7,024	56,037	0.16	12.37	12.53	12.53
福井県	86	3,169	3,255	0	3,255	39,182	0.22	8.09	8.31	8.31
山梨県	140	3,097	3,237	0	3,237	36,867	0.38	8.40	8.78	8.78
長野県	227	10,657	10,884	2	10,886	100,806	0.23	10.57	10.80	10.80
岐阜県	224	7,832	8,056	2	8,058	101,447	0.22	7.72	7.94	7.94
静岡県	836	12,534	13,370	0	13,370	180,905	0.46	6.93	7.39	7.39
愛知県	2,019	37,403	39,422	6	39,428	403,356	0.50	9.27	9.77	9.77
三重県	434	10,598	11,032	0	11,032	88,968	0.49	11.91	12.40	12.40
滋賀県	384	8,691	9,075	0	9,075	79,945	0.48	10.87	11.35	11.35
京都府	1,962	16,802	18,764	5	18,769	117,516	1.67	14.30	15.97	15.97
大阪府	7,886	67,406	75,292	9	75,301	416,932	1.89	16.17	18.06	18.06
兵庫県	3,214	31,510	34,724	2	34,726	276,931	1.16	11.38	12.54	12.54
奈良県	577	7,057	7,634	4	7,638	62,897	0.92	11.22	12.14	12.14
和歌山県	246	6,138	6,384	0	6,384	43,176	0.57	14.22	14.79	14.79
鳥取県	162	3,971	4,133	2	4,135	28,171	0.58	14.10	14.67	14.68
島根県	148	4,769	4,917	0	4,917	33,806	0.44	14.11	14.54	14.54
岡山県	846	12,101	12,947	3	12,950	96,282	0.88	12.57	13.45	13.45
広島県	1,301	26,299	27,600	2	27,602	145,629	0.89	18.06	18.95	18.95
山口県	247	10,593	10,840	3	10,843	64,239	0.38	16.49	16.87	16.88
徳島県	265	3,741	4,006	0	4,006	33,128	0.80	11.29	12.09	12.09
香川県	274	6,001	6,275	0	6,275	48,167	0.57	12.46	13.03	13.03
愛媛県	409	7,733	8,142	2	8,144	65,927	0.62	11.73	12.35	12.35
高知県	400	6,774	7,174	0	7,174	30,327	1.32	22.34	23.66	23.66
福岡県	3,697	53,292	56,989	0	56,989	276,733	1.34	19.26	20.59	20.59
佐賀県	123	5,412	5,535	0	5,535	44,872	0.27	12.06	12.34	12.34
長崎県	700	10,883	11,583	0	11,583	67,557	1.04	16.11	17.15	17.15
熊本県	621	12,673	13,294	0	13,294	95,863	0.65	13.22	13.87	13.87
大分県	373	8,874	9,247	0	9,247	56,424	0.66	15.73	16.39	16.39
宮崎県	405	8,572	8,977	6	8,983	59,030	0.69	14.52	15.21	15.22
鹿児島県	806	18,138	18,944	1	18,945	87,986	0.92	20.61	21.53	21.53
沖縄県	1,105	21,774	22,879	4	22,883	99,539	1.11	21.87	22.98	22.99
合計	53,746	766,620	820,366	3,692	824,058	6,144,131	0.87	12.48	13.35	13.41

(注) 要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

中学校	要保護及び準要保護生徒数			被災児童生徒 就学援助事業 対象生徒数 (D)	合計 (E) = (C) + (D)	公立中学校 生徒総数 (F)	就学援助率			要保護・準要保 護援助率（被災 児童生徒を含 む） (E) / (F)
	要保護生徒数 (A)	準要保護生徒数 (B) <small>（要保護者に準ずる程度 に困難していると市町村 教育委員会が認めた者）</small>	要保護・準 要保護生徒 数合計 (C) = (A) + (B)				要保護生徒 (A) / (F)	準要保護生徒 (B) / (F)	要保護・準 要保護生徒 合計 (C) / (F)	
	人	人	人	人	人	人	%	%	%	%
北海道	3,341	20,450	23,791	17	23,808	119,845	2.79	17.06	19.85	19.87
青森県	275	5,106	5,381	6	5,387	28,921	0.95	17.65	18.61	18.63
岩手県	204	3,563	3,767	337	4,104	29,822	0.68	11.95	12.63	13.76
宮城県	575	6,432	7,007	986	7,993	57,567	1.00	11.17	12.17	13.88
秋田県	146	2,928	3,074	10	3,084	21,600	0.68	13.56	14.23	14.28
山形県	102	2,074	2,176	25	2,201	27,022	0.38	7.68	8.05	8.15
福島県	224	5,306	5,530	685	6,215	45,498	0.49	11.66	12.15	13.66
茨城県	393	6,212	6,605	8	6,613	72,076	0.55	8.62	9.16	9.18
栃木県	280	4,627	4,907	16	4,923	49,858	0.56	9.28	9.84	9.87
群馬県	151	4,443	4,594	10	4,604	50,148	0.30	8.86	9.16	9.18
埼玉県	1,742	24,216	25,958	26	25,984	177,772	0.98	13.62	14.60	14.62
千葉県	1,517	13,745	15,262	6	15,268	147,964	1.03	9.29	10.31	10.32
東京都	4,039	45,821	49,860	37	49,897	235,614	1.71	19.45	21.16	21.18
神奈川県	3,022	29,337	32,359	23	32,382	202,403	1.49	14.49	15.99	16.00
新潟県	326	8,787	9,113	60	9,173	53,985	0.60	16.28	16.88	16.99
富山県	35	2,250	2,285	2	2,287	25,559	0.14	8.80	8.94	8.95
石川県	71	4,077	4,148	5	4,153	29,584	0.24	13.78	14.02	14.04
福井県	47	1,893	1,940	2	1,942	20,761	0.23	9.12	9.34	9.35
山梨県	77	2,002	2,079	1	2,080	19,405	0.40	10.32	10.71	10.72
長野県	130	6,558	6,688	2	6,690	53,374	0.24	12.29	12.53	12.53
岐阜県	140	4,671	4,811	2	4,813	53,098	0.26	8.80	9.06	9.06
静岡県	537	8,092	8,629	0	8,629	92,015	0.58	8.79	9.38	9.38
愛知県	1,366	22,221	23,587	10	23,597	198,219	0.69	11.21	11.90	11.90
三重県	281	6,078	6,359	1	6,360	45,159	0.62	13.46	14.08	14.08
滋賀県	275	5,003	5,278	2	5,280	39,339	0.70	12.72	13.42	13.42
京都府	1,321	9,686	11,007	8	11,015	57,339	2.30	16.89	19.20	19.21
大阪府	5,306	37,760	43,066	8	43,074	200,138	2.65	18.87	21.52	21.52
兵庫県	2,120	17,933	20,053	7	20,060	131,952	1.61	13.59	15.20	15.20
奈良県	400	4,121	4,521	0	4,521	31,001	1.29	13.29	14.58	14.58
和歌山県	153	3,429	3,582	1	3,583	21,294	0.72	16.10	16.82	16.83
鳥取県	97	2,373	2,470	1	2,471	13,856	0.70	17.13	17.83	17.83
島根県	117	2,788	2,905	0	2,905	17,104	0.68	16.30	16.98	16.98
岡山県	556	7,136	7,692	6	7,698	48,379	1.15	14.75	15.90	15.91
広島県	845	14,786	15,631	2	15,633	67,401	1.25	21.94	23.19	23.19
山口県	174	6,217	6,391	2	6,393	32,265	0.54	19.27	19.81	19.81
徳島県	192	2,333	2,525	0	2,525	17,060	1.13	13.68	14.80	14.80
香川県	180	3,771	3,951	0	3,951	24,056	0.75	15.68	16.42	16.42
愛媛県	242	4,723	4,965	3	4,968	33,126	0.73	14.26	14.99	15.00
高知県	288	3,903	4,191	0	4,191	13,595	2.12	28.71	30.83	30.83
福岡県	2,350	26,428	28,778	1	28,779	132,017	1.78	20.02	21.80	21.80
佐賀県	93	2,977	3,070	3	3,073	22,583	0.41	13.18	13.59	13.61
長崎県	550	6,248	6,798	1	6,799	33,467	1.64	18.67	20.31	20.32
熊本県	419	7,357	7,776	1	7,777	46,990	0.89	15.66	16.55	16.55
大分県	231	5,225	5,456	0	5,456	28,876	0.80	18.09	18.89	18.89
宮崎県	279	5,091	5,370	3	5,373	28,142	0.99	18.09	19.08	19.09
鹿児島県	580	9,730	10,310	0	10,310	43,236	1.34	22.50	23.85	23.85
沖縄県	722	11,531	12,253	3	12,256	46,969	1.54	24.55	26.09	26.09
合計	36,511	441,438	477,949	2,329	480,278	2,987,454	1.22	14.78	16.00	16.08

(注) 要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

小中学校 全体	要保護及び準要保護児童生徒数			被災児童生徒 就学援助事業 対象児童生徒 数	合計 (E) = (C) + (D)	公立小中学 校児童生徒 総数 (F)	就学援助率			
	要保護児童生徒数 (A)	準要保護児童生徒数 (B) <small>(要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者)</small>	要保護・準 要保護児童 生徒数合計 (C) = (A) + (B)				要保護児童生徒 (A) / (F)	準要保護児童生徒 (B) / (F)	要保護・準 要保護児童 生徒合計 (C) / (F)	要保護・準要保 護援助率（被災 児童生徒を含 む） (E) / (F)
	人	人	人	人	人	人	%	%	%	%
北海道	8,630	56,464	65,094	115	65,209	355,084	2.43	15.90	18.33	18.36
青森県	644	13,521	14,165	13	14,178	84,360	0.76	16.03	16.79	16.81
岩手県	535	9,252	9,787	959	10,746	86,527	0.62	10.69	11.31	12.42
宮城県	1,523	16,667	18,190	3,180	21,370	169,735	0.90	9.82	10.72	12.59
秋田県	362	7,899	8,261	32	8,293	61,632	0.59	12.82	13.40	13.46
山形県	278	5,212	5,490	84	5,574	77,740	0.36	6.70	7.06	7.17
福島県	610	13,811	14,421	2,627	17,048	132,021	0.46	10.46	10.92	12.91
茨城県	976	16,111	17,087	39	17,126	214,096	0.46	7.53	7.98	8.00
栃木県	740	11,832	12,572	35	12,607	146,667	0.50	8.07	8.57	8.60
群馬県	434	12,123	12,557	28	12,585	145,356	0.30	8.34	8.64	8.66
埼玉県	4,553	64,899	69,452	83	69,535	540,532	0.84	12.01	12.85	12.86
千葉県	3,985	36,350	40,335	12	40,347	452,480	0.88	8.03	8.91	8.92
東京都	10,590	131,449	142,039	85	142,124	825,892	1.28	15.92	17.20	17.21
神奈川県	8,154	84,282	92,436	58	92,494	644,462	1.27	13.08	14.34	14.35
新潟県	913	25,449	26,362	154	26,516	159,135	0.57	15.99	16.57	16.66
富山県	77	5,785	5,862	6	5,868	74,474	0.10	7.77	7.87	7.88
石川県	175	11,195	11,370	13	11,383	86,517	0.20	12.94	13.14	13.16
福井県	135	5,051	5,186	2	5,188	60,882	0.22	8.30	8.52	8.52
山梨県	235	5,348	5,583	1	5,584	57,189	0.41	9.35	9.76	9.76
長野県	391	17,386	17,777	241	18,018	156,288	0.25	11.12	11.37	11.53
岐阜県	361	12,041	12,402	4	12,406	156,806	0.23	7.68	7.91	7.91
静岡県	1,429	20,172	21,601	1	21,602	276,490	0.52	7.30	7.81	7.81
愛知県	3,602	59,545	63,147	25	63,172	604,097	0.60	9.86	10.45	10.46
三重県	714	16,323	17,037	2	17,039	135,845	0.53	12.02	12.54	12.54
滋賀県	745	13,727	14,472	4	14,476	119,635	0.62	11.47	12.10	12.10
京都府	3,586	26,824	30,410	19	30,429	176,882	2.03	15.16	17.19	17.20
大阪府	14,307	108,898	123,205	18	123,223	621,368	2.30	17.53	19.83	19.83
兵庫県	5,748	50,626	56,374	15	56,389	411,841	1.40	12.29	13.69	13.69
奈良県	1,072	11,151	12,223	3	12,226	95,202	1.13	11.71	12.84	12.84
和歌山県	416	9,821	10,237	1	10,238	65,165	0.64	15.07	15.71	15.71
鳥取県	300	6,351	6,651	3	6,654	42,467	0.71	14.96	15.66	15.67
島根県	298	7,739	8,037	4	8,041	51,076	0.58	15.15	15.74	15.74
岡山県	1,522	18,807	20,329	623	20,952	145,555	1.05	12.92	13.97	14.39
広島県	2,287	42,400	44,687	84	44,771	214,325	1.07	19.78	20.85	20.89
山口県	471	18,272	18,743	6	18,749	97,720	0.48	18.70	19.18	19.19
徳島県	500	6,207	6,707	0	6,707	50,629	0.99	12.26	13.25	13.25
香川県	488	9,758	10,246	0	10,246	72,927	0.67	13.38	14.05	14.05
愛媛県	752	12,398	13,150	26	13,176	100,058	0.75	12.39	13.14	13.17
高知県	760	10,800	11,560	0	11,560	44,675	1.70	24.17	25.88	25.88
福岡県	6,917	80,888	87,805	49	87,854	406,908	1.70	19.88	21.58	21.59
佐賀県	259	8,442	8,701	3	8,704	67,873	0.38	12.44	12.82	12.82
長崎県	1,335	17,094	18,429	3	18,432	101,895	1.31	16.78	18.09	18.09
熊本県	1,080	19,817	20,897	309	21,206	142,713	0.76	13.89	14.64	14.86
大分県	683	14,081	14,764	0	14,764	86,158	0.79	16.34	17.14	17.14
宮崎県	770	13,595	14,365	10	14,375	87,563	0.88	15.53	16.41	16.42
鹿児島県	1,476	28,079	29,555	1	29,556	131,558	1.12	21.34	22.47	22.47
沖縄県	1,934	33,327	35,261	13	35,274	146,142	1.32	22.80	24.13	24.14
合計	97,752	1,227,269	1,325,021	8,993	1,334,014	9,184,642	1.06	13.36	14.43	14.52

(注) 要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

小学校	要保護及び準要保護児童数			被災児童生徒 就学援助事業 対象児童数 (D)	合計 (E) = (C) + (D)	公立小学校 児童総数 (F)	就学援助率			要保護・準要保 護援助率（被災 児童生徒を含 む） (E) / (F)
	要保護児童数 (A)	準要保護児童数 (B) <small>(要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者)</small>	要保護・準 要保護児童 数合計 (C) = (A) + (B)				要保護児童 (A) / (F)	準要保護児童 (B) / (F)	要保護・準 要保護児童 合計 (C) / (F)	
	人	人	人	人	人	人	%	%	%	%
北海道	5,172	35,809	40,981	69	41,050	235,190	2.20	15.23	17.42	17.45
青森県	358	8,247	8,605	5	8,610	55,168	0.65	14.95	15.60	15.61
岩手県	312	5,727	6,039	589	6,628	56,606	0.55	10.12	10.67	11.71
宮城県	890	10,451	11,341	2,020	13,361	112,660	0.79	9.28	10.07	11.86
秋田県	217	4,978	5,195	14	5,209	39,792	0.55	12.51	13.06	13.09
山形県	177	3,179	3,356	43	3,399	50,535	0.35	6.29	6.64	6.73
福島県	360	8,436	8,796	1,570	10,366	85,862	0.42	9.83	10.24	12.07
茨城県	580	9,970	10,550	25	10,575	142,291	0.41	7.01	7.41	7.43
栃木県	439	7,195	7,634	12	7,646	96,453	0.46	7.46	7.91	7.93
群馬県	277	7,759	8,036	15	8,051	95,137	0.29	8.16	8.45	8.46
埼玉県	2,731	40,423	43,154	51	43,205	363,757	0.75	11.11	11.86	11.88
千葉県	2,429	22,672	25,101	4	25,105	305,950	0.79	7.41	8.20	8.21
東京都	6,322	84,849	91,171	41	91,212	595,278	1.06	14.25	15.32	15.32
神奈川県	4,946	54,394	59,340	28	59,368	443,921	1.11	12.25	13.37	13.37
新潟県	559	16,246	16,805	87	16,892	105,109	0.53	15.46	15.99	16.07
富山県	49	3,501	3,550	5	3,555	48,495	0.10	7.22	7.32	7.33
石川県	100	7,150	7,250	8	7,258	57,028	0.18	12.54	12.71	12.73
福井県	84	3,122	3,206	0	3,206	40,119	0.21	7.78	7.99	7.99
山梨県	140	3,191	3,331	0	3,331	37,477	0.37	8.51	8.89	8.89
長野県	248	10,852	11,100	161	11,261	102,558	0.24	10.58	10.82	10.98
岐阜県	222	7,540	7,762	1	7,763	103,745	0.21	7.27	7.48	7.48
静岡県	893	12,525	13,418	0	13,418	184,695	0.48	6.78	7.26	7.26
愛知県	2,193	37,590	39,783	11	39,794	407,992	0.54	9.21	9.75	9.75
三重県	427	10,340	10,767	0	10,767	90,818	0.47	11.39	11.86	11.86
滋賀県	450	8,805	9,255	1	9,256	80,714	0.56	10.91	11.47	11.47
京都府	2,126	17,030	19,156	9	19,165	119,336	1.78	14.27	16.05	16.06
大阪府	8,784	70,287	79,071	9	79,080	422,409	2.08	16.64	18.72	18.72
兵庫県	3,524	32,579	36,103	1	36,104	280,887	1.25	11.60	12.85	12.85
奈良県	671	7,068	7,739	3	7,742	63,991	1.05	11.05	12.09	12.10
和歌山県	250	6,370	6,620	1	6,621	43,970	0.57	14.49	15.06	15.06
鳥取県	168	3,970	4,138	3	4,141	28,380	0.59	13.99	14.58	14.59
島根県	173	4,883	5,056	3	5,059	34,087	0.51	14.33	14.83	14.84
岡山県	964	11,887	12,851	446	13,297	97,215	0.99	12.23	13.22	13.68
広島県	1,406	27,656	29,062	56	29,118	147,404	0.95	18.76	19.72	19.75
山口県	283	11,660	11,943	3	11,946	65,524	0.43	17.80	18.23	18.23
徳島県	302	3,865	4,167	0	4,167	33,607	0.90	11.50	12.40	12.40
香川県	290	6,021	6,311	0	6,311	48,954	0.59	12.30	12.89	12.89
愛媛県	445	7,818	8,263	15	8,278	67,040	0.66	11.66	12.33	12.35
高知県	469	6,985	7,454	0	7,454	31,070	1.51	22.48	23.99	23.99
福岡県	4,292	54,455	58,747	28	58,775	277,892	1.54	19.60	21.14	21.15
佐賀県	155	5,473	5,628	0	5,628	45,582	0.34	12.01	12.35	12.35
長崎県	765	11,086	11,851	2	11,853	68,601	1.12	16.16	17.28	17.28
熊本県	666	12,612	13,278	177	13,455	96,383	0.69	13.09	13.78	13.96
大分県	432	8,963	9,395	0	9,395	57,688	0.75	15.54	16.29	16.29
宮崎県	462	8,620	9,082	7	9,089	59,723	0.77	14.43	15.21	15.22
鹿児島県	920	18,644	19,564	1	19,565	88,893	1.03	20.97	22.01	22.01
沖縄県	1,153	21,811	22,964	9	22,973	100,097	1.15	21.79	22.94	22.95
合計	59,275	784,694	843,969	5,533	849,502	6,216,083	0.95	12.62	13.58	13.67

(注) 要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

中学校	要保護及び準要保護生徒数			被災児童生徒 就学援助事業 対象生徒数 (D)	合計 (E) = (C) + (D)	公立中学校 生徒総数 (F)	就学援助率			
	要保護生徒数 (A)	準要保護生徒数 (B) <small>(要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者)</small>	要保護・準 要保護生徒 数合計 (C) = (A) + (B)				要保護生徒 (A) / (F)	準要保護生徒 (B) / (F)	要保護・準 要保護生徒 合計 (C) / (F)	要保護・準要保 護援助率(被災 児童生徒を含 む) (E) / (F)
	人	人	人	人	人	人	%	%	%	%
北海道	3,458	20,655	24,113	46	24,159	119,894	2.88	17.23	20.11	20.15
青森県	286	5,274	5,560	8	5,568	29,192	0.98	18.07	19.05	19.07
岩手県	223	3,525	3,748	370	4,118	29,921	0.75	11.78	12.53	13.76
宮城県	633	6,216	6,849	1,160	8,009	57,075	1.11	10.89	12.00	14.03
秋田県	145	2,921	3,066	18	3,084	21,840	0.66	13.37	14.04	14.12
山形県	101	2,033	2,134	41	2,175	27,205	0.37	7.47	7.84	7.99
福島県	250	5,375	5,625	1,057	6,682	46,159	0.54	11.64	12.19	14.48
茨城県	396	6,141	6,537	14	6,551	71,805	0.55	8.55	9.10	9.12
栃木県	301	4,637	4,938	23	4,961	50,214	0.60	9.23	9.83	9.88
群馬県	157	4,364	4,521	13	4,534	50,219	0.31	8.69	9.00	9.03
埼玉県	1,822	24,476	26,298	32	26,330	176,775	1.03	13.85	14.88	14.89
千葉県	1,556	13,678	15,234	8	15,242	146,530	1.06	9.33	10.40	10.40
東京都	4,268	46,600	50,868	44	50,912	230,614	1.85	20.21	22.06	22.08
神奈川県	3,208	29,888	33,096	30	33,126	200,541	1.60	14.90	16.50	16.52
新潟県	354	9,203	9,557	67	9,624	54,026	0.66	17.03	17.69	17.81
富山県	28	2,284	2,312	1	2,313	25,979	0.11	8.79	8.90	8.90
石川県	75	4,045	4,120	5	4,125	29,489	0.25	13.72	13.97	13.99
福井県	51	1,929	1,980	2	1,982	20,763	0.25	9.29	9.54	9.55
山梨県	95	2,157	2,252	1	2,253	19,712	0.48	10.94	11.42	11.43
長野県	143	6,534	6,677	80	6,757	53,730	0.27	12.16	12.43	12.58
岐阜県	139	4,501	4,640	3	4,643	53,061	0.26	8.48	8.74	8.75
静岡県	536	7,647	8,183	1	8,184	91,795	0.58	8.33	8.91	8.92
愛知県	1,409	21,955	23,364	14	23,378	196,105	0.72	11.20	11.91	11.92
三重県	287	5,983	6,270	2	6,272	45,027	0.64	13.29	13.92	13.93
滋賀県	295	4,922	5,217	3	5,220	38,921	0.76	12.65	13.40	13.41
京都府	1,460	9,794	11,254	10	11,264	57,546	2.54	17.02	19.56	19.57
大阪府	5,523	38,611	44,134	9	44,143	198,959	2.78	19.41	22.18	22.19
兵庫県	2,224	18,047	20,271	14	20,285	130,954	1.70	13.78	15.48	15.49
奈良県	401	4,083	4,484	0	4,484	31,211	1.28	13.08	14.37	14.37
和歌山県	166	3,451	3,617	0	3,617	21,195	0.78	16.28	17.07	17.07
鳥取県	132	2,381	2,513	0	2,513	14,087	0.94	16.90	17.84	17.84
島根県	125	2,856	2,981	1	2,982	16,989	0.74	16.81	17.55	17.55
岡山県	558	6,920	7,478	177	7,655	48,340	1.15	14.32	15.47	15.84
広島県	881	14,744	15,625	28	15,653	66,921	1.32	22.03	23.35	23.39
山口県	188	6,612	6,800	3	6,803	32,196	0.58	20.54	21.12	21.13
徳島県	198	2,342	2,540	0	2,540	17,022	1.16	13.76	14.92	14.92
香川県	198	3,737	3,935	0	3,935	23,973	0.83	15.59	16.41	16.41
愛媛県	307	4,580	4,887	11	4,898	33,018	0.93	13.87	14.80	14.83
高知県	291	3,815	4,106	0	4,106	13,605	2.14	28.04	30.18	30.18
福岡県	2,625	26,433	29,058	21	29,079	129,016	2.03	20.49	22.52	22.54
佐賀県	104	2,969	3,073	3	3,076	22,291	0.47	13.32	13.79	13.80
長崎県	570	6,008	6,578	1	6,579	33,294	1.71	18.05	19.76	19.76
熊本県	414	7,205	7,619	132	7,751	46,330	0.89	15.55	16.45	16.73
大分県	251	5,118	5,369	0	5,369	28,470	0.88	17.98	18.86	18.86
宮崎県	308	4,975	5,283	3	5,286	27,840	1.11	17.87	18.98	18.99
鹿児島県	556	9,435	9,991	0	9,991	42,665	1.30	22.11	23.42	23.42
沖縄県	781	11,516	12,297	4	12,301	46,045	1.70	25.01	26.71	26.72
合計	38,477	442,575	481,052	3,460	484,512	2,968,559	1.30	14.91	16.20	16.32

(注) 要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

参 考 資 料

義務教育段階の就学援助（概要）



文部科学省

1 実施主体

学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定。

2 就学援助の対象者

- ①要保護者……生活保護法第6条第2項に規定する要保護者【令和2年度 約10万人】
- ②準要保護者……市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者（認定基準は各市町村が規定）【令和2年度 約123万人】

3 要保護者等に係る支援【要保護児童生徒援助費補助金】 令和4年度予算額 557百万円（前年度予算額 588百万円）

- ①補助の概要：市町村の行う援助のうち、要保護者への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」「学校給食法」「学校保健安全法」等に基づいて必要な援助を行っている。
- ②補助対象費目：学用品費／体育実技用具費／卒業アルバム代等／オンライン学習通信費／新入学児童生徒学用品費等／通学用品費／通学費／修学旅行費／校外活動費／医療費／学校給食費／クラブ活動費／生徒会費／PTA会費
- ③国庫補助率：1／2（予算の範囲内で補助）
- ④令和4年度予算額
 - ・「オンライン学習通信費」の単価引き上げ
小学校：12,000円 → 14,000円（+2,000円） 中学校：12,000円 → 14,000円（+2,000円）
 - ・「新入学児童生徒学用品費等」の単価引き上げ
小学校：51,060円 → 54,060円（+3,000円）



4 準要保護者に係る支援

準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により、平成17年度より国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で実施している。

要保護児童生徒援助費補助金予算単価【令和4年度予算】

(単位：円/年額)

区分	対象品目	小学校	中学校	区分	対象品目	小学校	中学校
学用品費	児童又は生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要なとされる学用品（鉛筆、ノート、絵の具、副読本、運動衣、その他、実験・実習材料費も含む。）。	11,630	22,730	通学費	児童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費又は公営又は民営バス会社等への運行委託料。 (片道の通学距離が、小学校4km以上、中学校6km以上。ただし、豪雪地帯における積雪期間中は、その半分の距離。特別支援学級や学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の障害に該当する児童生徒については距離は問わない。)	40,020	80,880
通学用品費（第1学年を除く）	児童又は生徒が通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨がさ、上ばき、帽子等）。 なお、小・中学校の第1学年の児童生徒に対しては、新入学児童生徒学用品費等で措置。	2,270	2,270	クラブ活動費	クラブ活動（課外の部活動を含む。）の実施に必要な用具等で、当該活動を行う児童又は生徒全員が個々に用意することとされているものについて、当該用具又はその購入費及び当該活動を行う児童又は生徒全員が一律に負担すべきこととなる経費。	2,760	30,150
校外活動費（宿泊を伴わないもの）	児童又は生徒が校外活動（学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（修学旅行を除く。）をいう。）のうち、宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通費及び見学料。	1,600	2,310	生徒会費	生徒会費（児童会費、学級費、クラス会費を含む。）として一律に負担すべきこととなる経費。	4,650	5,550
校外活動費（宿泊を伴うもの）	児童又は生徒が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するため直接必要な交通費又は見学料。	3,690	6,210	P T A 会費	学校・学級・地域等を単位とする P T A 活動に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費。	3,450	4,260
柔道	小学校又は中学校の体育（保健体育）の授業の実施に必要な体育実技用具（柔道にあつては柔道着、剣道にあつては防具一式（面、胴、甲手、垂れ）、剣道衣、竹刀及び防具袋、スキーにあつては、スキー板、スキー靴、ストック及び金具）で、当該授業を受ける児童又は生徒全員が個々に用意することとされているもの。その他にスケートのスケート靴も含む。	-	7,650	卒業アルバム代等	小学校又は中学校を卒業する児童又は生徒に対して、通常製作する卒業アルバム及び卒業記念写真又はそれらの購入費	11,000	8,800
剣道	小学校又は中学校の体育（保健体育）の授業の実施に必要な体育実技用具（柔道にあつては柔道着、剣道にあつては防具一式（面、胴、甲手、垂れ）、剣道衣、竹刀及び防具袋、スキーにあつては、スキー板、スキー靴、ストック及び金具）で、当該授業を受ける児童又は生徒全員が個々に用意することとされているもの。その他にスケートのスケート靴も含む。	-	52,900	オンライン学習通信費	I C T を通じた教育が、学校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する場合と同等と認められるものにより提供される場合のオンライン学習に必要な通信費（モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を含む。）	14,000	14,000
スキー	なお、補助対象品目の一部のみ（剣道の剣道衣又は防具袋のみ、スキーの金具又はストックのみ等）を支給する場合は、学用品費で措置。	26,500	38,030	医療費	トラウマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿疱疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯、寄生虫病（虫卵保有を含む。）について学校において治療の指示を受けた場合の、その治療のための医療に要する費用。	12,000	12,000
スケート		11,810	11,810	学校給食費			
新入学児童生徒学用品費等	新入学児童又は生徒が通常必要とする学用品・通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨がさ、上ばき、帽子等）。	54,060	60,000	完全給食	給食内容がパン又は米飯（これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む。）、ミルク及びおかずである給食	53,000	62,000
修学旅行費	交通費、宿泊費、見学料並びに修学旅行に参加した児童生徒の保護者が修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費、旅行取扱料金。	22,690	60,910	補食給食	完全給食以外の給食で、給食内容がミルク及びおかず等である給食	41,000	46,000
				ミルク給食	給食内容がミルクのみである給食	8,000	8,000

被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）

令和4年度予算額
(前年度予算額)

57百万円
172百万円



背景説明

- 大規模災害により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図ることが喫緊の課題。
- 本事業は、平成28年熊本地震を発端として同年度から実施。



目的・目標

- 被災により就学困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が就学支援等を実施することで、教育機会を確保する。



事業内容

- 大規模災害（令和2年7月豪雨）により被災し、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の一部（2/3）を国庫で支援する。

就学援助事業【小・中学校】

- (対象者) 被災により就学困難となった児童生徒
(対象事業) 市町村等において行う就学援助事業
(対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費 等
※通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



私立学校授業料等減免事業【私立高等学校等】

- (対象者) 被災により就学等が困難となった児童生徒
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

専修学校・各種学校授業料等減免事業【専修学校・各種学校】

- (対象者) 被災により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
・専修学校高等課程、専門課程：修業年限1年以上
・専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

奨学金事業【高等学校】

- (対象者) 被災により就学困難となった生徒
(対象事業) 都道府県等において行う奨学金事業

特別支援教育就学奨励事業【特別支援学校等】

- (対象者) 被災により就学困難となった幼児児童生徒
(被災により支弁区分が変更となった者も含む)
(対象事業) 都道府県等において行う就学奨励事業
(対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費 等





背景説明

○東日本大震災により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



目的・目標

○被災により就学困難となった児童生徒等に対して都道府県等が就学支援等を実施することで、教育機会を確保する。



事業内容

○東日本大震災により被災し、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の**全額（10/10）を国庫で支援**（一部を除く。）する。

「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針（令和元年12月20日閣議決定）

- (1) 地震・津波被災地域 … 就学支援について、過去の大規模災害における取組事例等を踏まえ、支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する。
- (2) 原子力災害被災地域 … 就学支援について、支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する。

<地震・津波被災地域、原子力災害被災地域>

就学援助事業【小・中学校】

(対象者) 震災により就学困難となった児童生徒
(対象事業) 市町村等において行う就学援助事業

(対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費 等
※ 通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



<原子力災害被災地域のみ>

奨学金事業【高等学校】

(対象者) 原子力災害により就学困難となった生徒
(対象事業) 都道府県において行う奨学金事業
(返還免除) 原則として、死亡・障害により返還が困難なとき

私立学校授業料等減免事業【私立高等学校等】

(対象者) 原子力災害により就学等が困難となった幼児児童生徒
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

特別支援教育就学奨励事業【特別支援学校等】

(対象者) 原子力災害により就学困難となった幼児児童生徒
(原子力災害により支弁区分が変更となった者も含む)
(対象事業) 都道府県等において行う就学奨励事業
(対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費 等



専修学校・各種学校授業料等減免事業【専修学校・各種学校】

(対象者) 原子力災害により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
・専修学校高等課程、専門課程：修業年限1年以上
・専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業
※ 専修学校専門課程及び一般課程並びに各種学校については学校が実施した減免額の2/3が上限

子供の貧困対策に関する大綱（抄）

～ 日本の将来を担う子供たちを誰一人取り残すことがない社会に向けて～
(令和元年11月29日閣議決定)

第3 子供の貧困に関する指標

指標	直近値	算出方法
就学援助制度に関する周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合)	65.6% (平成29年度)	「入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している」と回答し、かつ「毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している」と回答した市町村の割合 (出所：文部科学省初等中等教育局就学支援プロジェクトチーム調べ)
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況	小学校	47.2% (平成30年度)
	中学校	56.8% (平成30年度)

第4 指標の改善に向けた重点施策

上記第3に掲げる指標の改善に向け、子供の貧困対策に関する当面の重点施策として以下の事項に取り組むこととする。

1 教育の支援

(6) 教育費負担の軽減

(義務教育段階の就学支援の充実)

義務教育段階においては、学校教育法第19条の規定に基づき、市町村が就学援助を実施している。国としては、国庫補助事業の実施や、市町村が行う就学援助の取組の参考となるよう、就学援助の実施状況等を定期的に調査し、公表することで、就学援助の適切な運用を促し、各市町村における就学援助の活用・充実を図る。また、就学援助が必要な世帯に活用されるよう、各市町村におけるきめ細かな周知・広報等の取組を促す。

平成29年度から、国庫補助事業において小学校就学予定者に対し新入学児童生徒学用品費等を支給した場合の経費についても対象としたことを踏まえ、援助を必要とする時期に速やかな支給が行えるよう、各市町村の入学前支給の実施を促す。